# 令和2年度 定期監査(県立病院局)

#### 1 監査の概要

#### (1)監査の種別

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した令和2年度の 定期監査

## (2) 監査の対象

令和元年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

## (3) 監査の実施

6機関について、令和2年5月から同年7月まで実施した。 なお、実施機関及び実施時期は、別表のとおりである。

区分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

#### (4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び役務費について、債権者(支払の相手方)に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

#### 2 監査の結果

## (1) 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、2機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の4機関においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する6件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率 的に行う必要がある。

指 摘 事 項 (法令,規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの)

該当なし

文書注意事項 (指摘事項に至らない事項で,更に的確な事務の執行等を促す必要がある と認められるもの)

6件

# (2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の状況

区分	監査結果	措置の通知
県立病院局	報告:令和2年10月6日 幸	報告:令和3年3月16日 公表:令和3年3月30日
	公表:令和2年10月9日	

### (3) 監査の結果

文書注意事項

機	関	名	事項の内容	講じた措置の内容
	<b></b>			

県立病院課	医業未収金は県全体で7,715万余円で,前年度より増加(収入歩合は低下)し,多額となっている。	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 ・ 診療費の未納により生じた未収債権については、「鹿児島県立病院事業未収金対策要領」に基づきその解消に努めるとともに、発生原因を分析し、新規発生防止に努めた。 ・ 各病院においては、入院患者に対し診療費の事前通告を行うなど、新規発生の未然防止を図るとともに、毎年度、回収目標額や具体的な電話・文書による催告、戸別訪問の実施方法等を定めた「未収金回収計画」を策定し、当該計画に基づき未収金の回収を行った。 ・ 事業管理者・各病院院長を中心に構成する「経営会議」において、四半期毎に、目標管理システムにより未収金の発生・回収状況の管理を行うなど、経営陣を含めた債権管理を行った。
県民健康プラ ザ鹿屋医療セ ンター	医業未収金は 1,506万余円で,前 年度より増加(収入 歩合は低下)し,多 額となっている。	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 ・ 未収金対策会議を開催し、訪問督促を実施した。 ・ 経営課全職員による随時の電話督促を実施した。 ・ 悪質な未納者に対しては、入金状況を確認した上で裁判所を通じた法的措置(支払督促)を実施した。
大島病院	医業未収金は 3,951万余円で,前 年度より増加(収入 歩合は低下)し,多 額となっている。	<ul> <li>1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策</li> <li>・ 未収金情報の院内共有の徹底化等の取組を行い,面接が必要な未納者が来院した際の経営課職員の面接に漏れがないよう,未収金情報の院内共有を徹底するなどの取組を行った。</li> <li>・ 経営課職員による夜間訪問督促を行い,昼間に連絡を取ることが困難な未納者等に対して未収金の回収や納入の指導を行った。</li> <li>・ クレジットカードの利用範囲の拡大により,所持金不足の患者の未収金発生の防止も図られることとなった。</li> </ul>
	職員手当の過不足 払がある。(5件 239,300円)	1 事後処理,再発防止の対策 ・ 過払いの扶養手当・特地勤務手当・期末 手当については,返納手続を行い令和2年 7月30日に返納済み。 ・ 手当の認定に関する注意事項等について, 全職員に対して年3,4回通知を行い,手 続漏れや手続誤りの防止に努めることとし た。 ・ 支給漏れのドクターへリ救急医療業務手 当については,令和2年7月21日に支給済 み。 ・ ドクターへリ運航に係る旅行命令簿とド クターへリ救急医療業務従事報告書を照合 の上,手当の報告漏れがないか複数人でチ

		エックを行うこととした。
姶良病院	医業未収金は	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策
	1,442万余円で,前	・ 毎月の会議において各部署との情報共有
	年度より増加(収入	を図り、各部署での患者への支払い依頼や
	歩合は低下)し,多	生活保護等の福祉情報の提供,退院済の入
	額となっている。	院未納者については、外来受診等の来院時
		に窓口で支払督促を行った。
		・ 未収金の発生を抑制するため、各部署と
		連携し、障害年金や生活保護等公的制度等
		の活用を案内した。
		・ 未収金が高額とならないよう,入院患者
		に対し入院手続きの際に限度額適用認定証
		の申請を指導した。
		・ 一括納入が困難な未納者については、退
		院前に分割での納入について相談に応じ,
		早期完納について指導を行った。
	職員手当の過払が	1 事後処理,再発防止の対策
	ある。(住居手当1	・ 過年度返納の手続をとった。
	件 73,200円)	・ 認定事務を経験している職員によるダブ
		ルチェック体制の確立
		<ul><li>自主検査、相互自主検査及び県立病院課</li></ul>
		会計検査におけるチェックの強化を図った。

# (別表) 実施機関及び実施時期

	機	関	名		実 旌	西時期
県立病院局	県立病院課	県民健康プ	ラザ鹿屋医療セン	ター 大	令和2	年5月21日
	島病院 姶良	長病院 薩南	病院 北薩病院		$\sim$	7月28日

注 機関の県立病院の名称は、「県立」を省略して記載